

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月28日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理グループ グループマネージャー 井垣 誠一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	管理グループ グループマネージャー 松下 和宏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)連結子会社の事業譲渡益の計上

当該事象の発生年月日

平成26年4月28日（取締役会決議日）

当該事象の内容

当社グループの連結子会社の事業を譲渡し、当社連結決算において事業譲渡益を計上いたしました。

当該事象の損益に与える影響

平成26年3月期の当社連結決算において、787億円を営業外損益（その他の収益）として計上いたしました。

(2)関係会社株式の売却益の計上

当該事象の発生年月日

平成26年4月28日（取締役会決議日）

当該事象の内容

当社が保有する関係会社株式を売却し、関係会社株式売却益を計上いたしました。

当該事象の損益に与える影響

平成26年3月期の個別決算において、関係会社株式売却益452億円を特別利益として計上いたしました。

(3)関係会社株式の評価損

当該事象の発生年月日

平成26年4月28日（取締役会決議日）

当該事象の内容

当社が保有する関係会社株式について、実質価値が著しく低下したため、減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上いたしました。

当該事象の損益に与える影響

平成26年3月期の個別決算において、関係会社株式評価損1,127億円を特別損失として計上いたしました。